

公正取引委員会からの警告について

2025年5月8日
藤田観光株式会社

藤田観光株式会社（代表取締役兼社長執行役員：山下信典、以下当社）は、当社が運営するホテル椿山荘東京の他ホテルとの間の情報交換について、独占禁止法第2条第6項に該当し同法第3条の規定に違反するおそれがあるとして、公正取引委員会から警告を受けました。

当社では当該行為について既に是正済みです。本件に関しまして、お客様ならびに関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、今回の警告を真摯に受け止め、法令遵守の取組みを更に強化し、再発防止を徹底してまいります。

以上